



2026年5月19日

各 位

会 社 名 四国電力株式会社
代表者名 取締役社長 社長執行役員 宮本 喜弘
(コード番号 9507 東証プライム市場)
問合せ先 総務部 部長 (秘書担当) 林 剛史
(TEL 087-821-5061)

株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ

当社は、2019年6月26日開催の第95回定時株主総会において、社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、断りがない限り「取締役」といいます。）および役付執行役員（取締役を兼務する者を除きます。以下、取締役と役付執行役員とをあわせて、「取締役等」といいます。）を対象とした株式報酬制度「株式給付信託」（以下、「本制度」といいます。）の導入についてご承認をいただき、今日に至っておりますが、本日開催の取締役会において、本制度の一部改定に関する議案を本年6月25日開催の第102回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 背景および目的

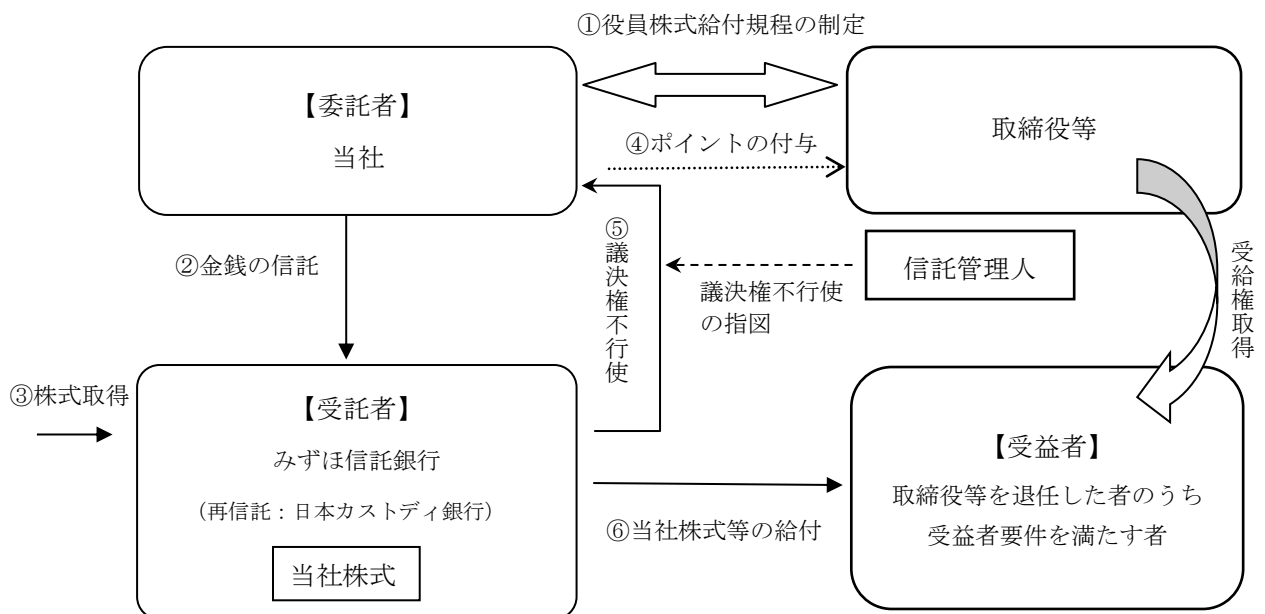
当社は、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にすることにより、取締役等が株主の皆さまと企業価値を共有し、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、本制度を導入しております。今般、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより一層高めるべく、取締役等の報酬全体に占める株式報酬の割合を引き上げるとともに、本制度を一部見直すことといたしました。具体的には、上記目的に鑑み、取締役等に付与される1年当たりのポイント数の上限を引き上げるとともに、株価の変動が信託により取得する株式数に与える影響を考慮し、当社が信託に拠出する金銭について金額上限を設けず、本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法を定めるものです。

2. 本制度の概要（下線は現行の本制度からの主な変更部分）

（1）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対し、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本株主総会において承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本株主総会において承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として、当社株式を、取引所を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき、役位に応じて取締役等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

(2) 本制度の対象者

社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除きます。）および役付執行役員（取締役を兼務する者を除きます。）

(3) 信託期間

2019年8月から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が生じた場合終了します。）

(4) 信託金額

当社は、2020年3月末日で終了した事業年度から2022年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を「対象期間」といいます。）およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、当初対象期間に関して本制度に基づく取締役等への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、本信託設定（2019年8月）時に、210百万円（うち取締役分として160百万円）の金員を本信託に拠出し、その後の対象期間においては、2022年11月に69百万円の金員を追加拠出しております。

これらの対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案したうえで、追加拠出額を算出するものとします。

また、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された金員を原資として、取引所を通じた方法または当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。なお、取締役等に付与されるポイント数の上限は、下記（6）のとおり、1年当たり7万2千ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は、21万6千株となります。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役等に給付される当社株式等の数の上限

取締役等には、役員株式給付規程に基づき、役位に応じて一定数のポイントが付与されるものとし、取締役等に付与される1年当たりのポイント数の合計は、7万2千ポイント（うち取締役分として5万ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

取締役等に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます。ただし、本株主総会における承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。なお、取締役等に付与される1年当たりのポイント数の上限に相当する株式に係る議決権数720個の発行済株式総数に係る議決権数2,034,876個（2026年3月31日現在）に対する割合は約0.04%です。

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役等に付与されたポイント数とします。

(7) 当社株式等の給付

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める要件を満たした場合、当該取締役等は、原則として上記(6)に記載のところに従って定められるポイント数に応じた数の当社株式について、本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たさず場合は、ポイント数のうち一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、株主総会または取締役会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合または在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、当社株式等の給付を受ける権利を取得できないこととします。

(8) 議決権行使

本信託内の当社株式については、当社経営への中立性を確保するため、議決権は行使されないこととします。

(9) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

【本信託の概要】

- ①名称 : 株式給付信託（BBT）
- ②委託者 : 当社
- ③受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
- ④受益者 : 取締役等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者
- ⑥信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦本信託契約の締結日 : 2019年8月21日
- ⑧金銭を信託した日 : 2019年8月21日
- ⑨信託の期間 : 2019年8月21日から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

以上